

令和 6 年 度

大阪府私立高等学校経常費補助金

配 分 基 準

大 阪 府 教 育 庁 私 学 課

小 中 高 振 興 グ ル ー プ

1 固定経費配分

【説明】

学校経営に最低限必要とされる固定経費として、人件費（校長・養護教諭・事務職員各1名の計3名）及び教育研究経費・管理経費（消耗品費・光熱水費・旅費交通費・通信費）の50％に相当する額を定額により配分する。

【算式】

配分額 = 人件費相当額（12,137千円） + 教育研究経費・管理経費相当額（5,765千円）

2 生徒数配分

【説明】

各学校の生徒一人あたりに必要とされる教職員数の割合に応じて配分する。

【算式】

配分額は、次のとおり算出する。

$$\bigcirc \text{ 生徒一人あたり単価A} = \left(\text{令和6年度予算総額} - \text{固定経費配分総額} - \text{特別事情配分総額} \right) \div \text{全校の基準数の計}$$

※ 基準数とは、令和6年5月1日現在の在籍生徒数（以下「生徒数」という。）と学則に規定する収容定員のうちいずれか少ない数をいう。

$$\bigcirc \text{ 補正率} = \text{当該校の生徒一人あたりに必要とされる教職員数} \div \text{全校中の生徒一人あたりに必要とされる最少の教職員数}$$

※ ただし、同一学科を設置する学校間において生徒数が他校を上回る学校については、生徒数を下回る他校より必ず下記3から5までの配分額を除く配分額が上回るように補正率の調整を行う（ただし、生徒数が基準数を上回る学校は、生徒数を下回る学校より補正率が下回るものとする。）。この補正率の調整を行う場合の標準教職員数には、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「標準法」という。）第9条第1項第7号から第9号、第11条第1項第2号、第12条第1項第3号及び第22条の規定により算出される数は含めない。

$$\bigcirc \text{ 生徒一人あたりに必要とされる教職員数} = \text{標準教職員数} \div \text{生徒数}$$

※ 標準教職員数とは、標準法を各学校に適用した場合に算出される数から3（校長・養護教諭・事務職員各1名）を減じた数をいう。ただし、標準法第10条に規定する養護教諭の数がない学校にあつては、算出される数から2を減じた数をいう。

$$\bigcirc \text{ 生徒一人あたり単価B} = \text{生徒一人あたり単価A} \times \text{補正率}$$

$$\bigcirc \text{ 補正係数（全校同率）} = \text{生徒数配分総額} \div \text{生徒一人あたり単価Bに基準数を乗じた額の全校総額}$$

$$\boxed{\text{配分額} = \text{生徒一人あたり単価B} \times \text{補正係数} \times \text{基準数}}$$

3 特 別 事 情 配 分

各校における次の特別事情に応じ、予算の範囲内において配分する。

(1) 風 水 害 等 災 害 復 旧 に 要 す る 経 費

【説 明】

風水害等の災害復旧を優先的に行った学校に対し、経常的経費を支援するため、増額配分する。
ただし、次の条件をすべて満たし、復旧に要した額の2分の1を上限（補助額の上限は、法人あたり1,500万円）とする。

- ・学校が災害を受けたことを公的に証明できる書類がある。（り災証明書等）
- ・被害状況を放置すると2次災害を誘発するなど生徒の安全が脅かされる恐れがある。
- ・年度内に災害復旧が完了している。
- ・国の補助及び保険金の支給がある場合は、その額を控除した後の額を風水害等災害復旧に要する経費の上限とする。

(2) その他

4 一 定 額 以 上 役 員 報 酬 調 整 配 分

【説 明】

知事所轄法人（高等学校法人）の役員報酬等が次の算式による額を超える場合は、その超える額を配分額から減額する。

【算 式】

役員のうち役員報酬等（専任教員等又は専任職員として支給された年間給与費を含む。） が1,600万円を超える者の 役員報酬等	－	1,600万円	×	役員のうち役員報酬等（専任教員等又は専任職員として支給された年間給与費を含む。） が1,600万円を超える者の数
---	---	---------	---	---

※ 上記の減額相当額は、減額対象校以外の学校へ基準数に応じて配分する。

5 財 務 情 報 等 非 公 表 調 整 配 分

【説 明】

各学校の財務情報等及び学校評価の結果の報告書について、ホームページで公表していない場合は、次の額を配分額から減額する。（公表基準等は別に定める。）

- ・財務情報等とは、収支計算書（資金収支計算書・事業活動収支計算書（各内訳表含む））、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監事による監査報告書、役員等名簿、役員報酬基準及び寄附行為をいう。

減額単価：1学校あたり1,000千円

- ・学校評価とは、自己評価及び学校関係者評価をいう。

減額単価：1学校あたり各500千円

※ 上記の減額相当額は、減額対象校以外の学校へ基準数に応じて配分する。

例外. 上記1から5による算定の例外について

上記1から5までにかかわらず、年度最終の交付決定以外の交付決定に基づく交付については、以下により補助金の額を算定するものとする。

- 概算交付基礎額算定式 = (単 価) × (生徒数)
- (単 価) 令和5年度配分単価 (配分額 - 特別事情配分 - 一定額以上役員報酬調整配分 - 財務情報等非公表調整配分) ÷ 令和5年度生徒数) の85%
- (生徒数) 令和6年5月1日現在の基準数
- (限度額) 令和5年度配分額 (配分額 - 特別事情配分 - 一定額以上役員報酬調整配分 - 財務情報等非公表調整配分) の85%

- 補助金額算定式 =
- $$\frac{\text{上記により算定した当該学校法人に係る概算交付基礎額 (高校)}}{\text{上記により算定した全法人に係る概算交付基礎額の合計 (高校)}} \times \text{交付する補助金の総額 として別に定めるもの}$$

ただし、学校法人の経営上支障がある場合、又はその他特別の事情があると認める場合は、上記にかかわらず個別に検討する。